（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格決定が得られない場合、並びに２⑶①及び②に記載の各客観点数を満たさない場合は、当該工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、850点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、850点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・質量2,000ｔ／函以上のケーソンをケーソン製作用台船で製作した工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・質量1,000ｔ／函以上のケーソンをケーソン製作用台船で製作した工事

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（技術指導者を配置する場合は当該技術指導者を含む）を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

また、技術指導者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者の同種工事の施工経験は不要とし、配置する技術指導者は同種工事の施工経験を有すること。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・ケーソンをケーソン製作用台船で製作した工事

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成21年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者の工事の施工経験は求めない。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・ケーソンをケーソン製作用台船で製作した工事

④　②及び③において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑤　監理技術者（技術指導者を配置する場合は当該技術指導者を含む）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　配置予定の主任技術者又は監理技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる１）から３）全ての条件を満足する者であること。

ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

１）⑹に掲げる主任技術者又は監理技術者に求める要件をすべて満たすこと。

２）別件工事で専任配置されていないこと。

３）定期的に配置予定主任技術者又は監理技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の配置予定主任技術者又は監理技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、⑹②、③に掲げる主任技術者又は監理技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。また、配置予定主任技術者又は監理技術者が⑹②、③に掲げる同種工事の施工経験を有する場合、技術指導者を配置することはできない。

⑦　技術指導者を配置する場合は、様式Ⅳを記載すること。

⑧　加算点評価項目　技術指導者を配置する場合は、当該配置予定技術者の能力について「同種工事の施工経験」「請負工事成績評定点」「表彰」等を評価する。

この場合、配置予定の主任技術者又は監理技術者の「同種工事の施工経験」「請負工事成績表定点」「表彰」等は評価しない。

⑨　技術指導者と現場代理人は兼務することができる。

⑩　申請する技術者が、平成21年４月１日以降産前産後休業及び育児休業（以下、「産休育休」という。）を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間加えることができる。

産休育休の期間を加える場合のみ、産休育休期間を確認できる資料（様式14）を添付すること。ただし、資料が添付されない場合は、追加期間を加えないことに加え、産休育休取得回数分の追加期間内に完成した工事が表彰の評価対象期間に表彰された工事であることがわかる資料を添付すること。産休育休取得回数分とする。

⑺　申請書、確認資料及び技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）